

平成26年3月

「給与スタンダード」
「給与人事パーフェクト」
「BIZTREK給与」を
ご使用のお客様へ

株式会社マーベルコンピュータ
〒673-0041 兵庫県明石市西明石南町1-10-13
TEL.078-923-5536, FAX.078-922-6627
〒150-0001 東京都渋谷区神宮前3-1-27-901
TEL.03-5786-3347, FAX.03-5786-3348

平成26年3月分～ 健康保険料率・介護保険料率改定のお知らせ

このたび、平成26年3月1日(4月納付分)より、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）の健康保険料率・介護保険料率が改定されます。

これに伴い、「BIZTREK給与」「給与スタンダード」「給与人事パーフェクト」におきまして、下記作業が必要になりますので、お知らせ致します。

- (1)「健保/厚生年金料額表」（その他メニュー）の料率の変更、ならびに、社員への適用
- (2)「賞与基本情報」（賞与メニュー）の、賞与健康保険料率の変更

今回は新プログラムの送付はありません。次ページの手順にそって処理をお願いいたします。

この説明書では、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）兵庫支部の料率に基づいて説明しておりますが、**料率は各都道府県によって異なりますので、各支部から通知された料率を設定してください。**

また、組合管掌の健康保険に加入されている場合は、本人負担の2倍の率を設定して運用してください。ご不明な点がございましたら、03-5786-3347 または 078-923-5536 までお問い合わせ下さい。よろしくお願い致します。

【作業時期と手順】

{1} 「その他」メニューの「健保/厚生年金料額表」の再計算と、社員への適用

◆時期 3月の給与計算の後、4月の給与計算の前

通常、3月分の保険料は4月支給分給与から控除しますので、給与計算上で実際にこれらの改定を行う時期は、4月になります。3月の給与計算後、4月の給与計算の前に、料額表の再計算と社員への適用処理を行ってください。(例外的に、3月分の保険料を3月支給分給与から控除している会社の場合は、2月の給与計算後、3月の給与計算の前に行ってください。)

1 給与データのバックアップコピー (複製)

作業中のトラブルに備え、作業前に給与データのバックアップコピーをとってください。

2 新料率の入力、再計算

1) 「その他」メニューから、「健保/厚生年金料額表」を選択します。

2) 健保/厚生年金料額表が画面に表示されます。画面上部の健康保険の「一般」(上段)と「介護保険該当」(下段)の料率をそれぞれ変更します。(料率は各都道府県によって異なります。左図は、兵庫支部の例です)

料額表の端数について：この表の保険料は、被保険者負担分です。被保険者負担分に円未満の端数がある場合は、「事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。」(協会けんぽ)となっています。

3) 「保険料再計算」ボタンをクリックしますと、新しい料率に基づいた保険料額表に書き変わります。「賞与の保険料にも給与と同じ率を設定しますか」のメッセージが表示されましたら「はい」をクリックします。

3 社員への適用

4) 画面上部の「料額適用」ボタンをクリックします。

5) 選択画面で、上の方のラジオボタン(社員情報に登録されている等級を元に、料額表の標準報酬月額、保険料を適用する)をクリックして、「適用」ボタンをクリックします。処理がすすみましたら、「終了」します。

この処理により、社員情報に登録されている健康保険・介護保険の保険料が、新料額表の料額に自動的に書き変わります。社員情報を開いて、ご確認ください。

↓旧料額表 ↓新料額表

保険料再計算により、この部分が書き変わります。

{2} 「賞与基本情報」から、給与体系別に、保険料率の変更。

◆時期 即日～遅くとも、26年3月以降、最初の賞与入力の前迄

●{1}の操作で、賞与の保険料率も同時に新料率に書き変わっているはずですが、念のため下記の操作を行って確認してください。

※「1」「2」「3」の順に登録してください。

1.共通項目登録

2.給与体系別項目登録

3.項目総合計の名称登録

給与体系一覧	件数
001 総務部	4
002 営業部	
003 パート	
004 業務	

1) 「賞与」メニューから、「賞与基本情報」を選択します。

2) 次に、「2.給与体系別項目登録」を選び、登録へ ボタンをクリックします。
※スタンダード版では、「2.賞与ユーザー設定項目登録」を選び、4)へ進みます。

3) 給与体系一覧から給与体系を一件ずつダブルクリックします。

4) 健康保険料率の、「一般」と「介護保険該当者」欄の率を、それぞれ確認し、違っていたら訂正します。

5) 登録ボタン をクリックします。

※スタンダード版では、2)の画面に戻るのので、そのまま終了します。

6) 一覧画面に戻るのので、他の給与体系も全部同じように確認します。全部確認し終えたら、終了します。

料率は都道府県毎に違います。下図は兵庫県の場合の設定例です。

賞与健康保険料率	
一般	100.00 /1000
介護保険該当者	117.20 /1000
賞与厚生年金保険料率	
	171.20 /1000
賞与厚生年金基金保険料率	
	0.00 /1000